定　例　監　査　結　果　報　告　書

1　監査対象部署　上下水道局　料金業務課、上下水道建設課、上下水道管理課
2　監査実施日　　令和４年７月22日
3　監査実施場所　監査委員室
4　監査の範囲　　令和３年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
5　監査の執行者　監査委員　小栗　　厳
　　　　　　　　　監査委員　表　　靖二
6　監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、上下水道管理局長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

（１）収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
（２）契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
（３）財産の管理は、適正に行われているか。
（４）施設の維持管理は、適正に行われているか。
（５）公金の取り扱いは、適正に行われているか。
（６）前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8　監査の結果

次に記載する指摘事項及び改善要望以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

◇指摘事項

〈水道事業〉

水道料金債権は、私法上の債権であり民法が適用され、５年の時効期間経過後債務者の時効の援用があって債権が消滅するが、本市水道局では、債務者からの５年の時効期間の経過のみで不納欠損処理を行ったうえで、簿外で管理し、後日

支払いのあったものは、雑入で収入としている。確定的に消滅していない水道料金債権を不納欠損処理することは許されず、徴収停止（地方自治法施行令第 171 条の５）を行う等、適切に債権管理のために事務処理されたい。

なお、水道料金が５年の時効期間経過をもって当然に時効が成立する下水道使用料金と合わせて徴収されていること、時間の経過とともに未収債権の回収可能性が低くなり、管理コストも増大することに鑑みれば、時効期間を経過した水道債権については、権利放棄など債権消滅に必要な所定の手続きを経て下水道債権と軌を一にした運用が可能となるよう制度的な手当を検討されたい。

◇改善要望

〈水道事業〉

１．水道事業は、地方公営企業の一つであり、企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本とするものであるから、公共の消防のための消火栓に要する経費など一般会計繰出基準に基づき一般会計が負担すべきとされるものを除き、水道事業の経営に要する経費は、経営に伴う収入（料金）をもってあてることとされている。水道料金の算定方法は、総括原価方式であり、原価（人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費など）のほか、将来の更新に必要な財源としての資産維持費等の事業報酬を加えたものとされている（水道法第 14 条、同法施行規則第 12 条第 1 号各号）が、小松市水道事業経営戦略においては、「収入と投資のバランスを保持しながら経費削減に努め、現行の料金体系を維持するものとします」と記述するのみで、資産維持費を水道料金の算定の基礎としていない。また、管路更新率も同経営戦略によれば 0.46％(H27) と資産維持費の計算の基礎となる資産維持率（資産維持費＝対象資産×資産維持率）の３％や管路更新率の同年度の全国平均の 0.74％と比べても低く、現在は、水道施設の普及率が高度成長期を中心に飛躍的に伸びたことからも、今後一定時期に施設の更新が集中するおそれがある。令和元年 10 月 1 日施行の改正水道法では、30 年以上の期間を定めその事業に係る長期的な収支を試算する努力義務を水道事業者に課しており、試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握した上で水道施設の新設及び改造の需要を算出し、費用の平準化、水道施設の規模及び配置の適正化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮することとされている。今後、資産維持費を含んだ長期間の事業全体のコストから事業報酬を算定し、水道料金への反映が必要でないかどうかを検討するとともに、施設更新のために必要な金額を内部留保として

計画的に積み立てされたい。

2．小松市公共施設マネジメント計画においては、上水道施設を含む公共インフラについても、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全により、大規模修繕や更新等を回避する公共施設等の長寿命化を図る、とされており、本市水道事業における修繕も単に所定の耐用年数の期間中の活動に耐えさせ、かつ、そのもっている能力を十分に発揮させるために行われるものばかりでなく、能力の向上、耐用年数の延長等がある程度伴うものも少なくない、と考えられる。

この場合、当該修繕が能力の向上、耐用年数の延長等に相当するものは、収益的支出でなく、資本的支出として処理すべきであるが、工事の性質・内容・効果などに応じ個別に分けることは実務上困難であると考えられることから、収益的支出の区分基準（修繕費支弁基準）を策定し、修繕費の一部を資本的支出として処理するなどにより正確な固定資産の評価に努められたい。

3． 修繕引当金について 7,250 万 6 千円余が貸借対照表の負債の部で計上されているが、平成 26 年度からの会計基準変更までの旧会計基準の下で計上された修繕引当金であり、近年新基準のもと新たに修繕引当金に計上されたものはなく、それ以降の修繕引当金を取り崩して修繕工事を実施した実績はない。地方公営企業法施行令を改正した平成 24 年総務省令第 6 号の改正規則附則第 4 条では「新規則第 22 条の規定にかかわらず、なお従前の例により取り崩すことができる」とするものの、あくまで改正附則第 4 条は経過措置である。平成 26 年度の決算統計調査事業を取りまとめた総務省の資料によれば、旧会計基準による地方公営企業会計の修繕引当金の取り崩し方法について 64%が「当該修繕引当金はない」、23%が「修繕の都度取り崩す」、7%が「最初適用事業年度に全額取り崩す」、2%が「期間を定めてその期間内に取り崩す」としており、新制度開始から 10 年近く経過した現在において漫然と修繕引当金として計上することのないよう、新会計基準の趣旨に沿って適切に処理されたい。

〈下水道事業〉

1．下水道事業は地方公営企業の一つであり、企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本とするものであるから、雨水公費・汚水私費の原則などから一般会計が負担すべきとされるものを除き、本来下水道事業の経営に要する経費は、経営に伴う収入（使用料）をもってあてるべきである（地方財政法第 6 条）、とされている。しかし、水道事業とは異なり施設設備の元利償還

金については従来その多くが地方交付税の対象とされ一般会計から補填されていることもあり、現在本市下水道事業においては施設整備の元利償還金のうち私費負担分を下水道使用料金の算定の基礎としているか不明である。小松市下水道事業経営戦略においても、財政計画の基本方針の中で「経費の削減に努めながら利益を出し、累積欠損金の削減を行うため現行の料金体系を維持するものとします」としているのみで、いわゆる装置産業である下水道事業の累積欠損金の削減が現行の料金体系の下実現できるかは不確実である。他方、今後の人口減少や施設の更新需要の増大を見据え、平成 29 年国土交通省から、施工環境の悪化、耐震化などの高機能化により将来の更新需要が増大すると見込まれる場合には、使用者負担の基幹的公平や事業の持続的展開を確保する観点から資産維持費を使用料対象経費とする考えが示され、公益社団法人日本下水道協会が国土交通省と調査検討し発刊された「下水道使用料算定の考え方」においても具体的な使用料算定の作業フローなどが示されている。本市においても、今後下水道施設の更新に多額の費用を要することが想定されることから資産維持費などを下水道使用料の算定の基礎とするとともに、公費負担と私費負担の層別を明確にした上で正確な原価計算に基づいた下水道使用料体系の構築と下水道使用料の設定を検討するとともに、長期的視野に立ち、将来に多額の負債を残すことのないよう適切な事業運営に当たられたい。

2．一般会計から法定外繰入金を受け入れているが、本来下水道事業の経営に要する経費は、経営に伴う収入（使用料）をもってあてるべきであり、地方公営企業の経営の観点からは望ましくない。更に下水道接続率を高める、下水道使用料、下水道受益者負担金などの賦課漏れや徴収漏れがないかを確認する等、適切な債権管理による効率的な事業運営に努められたい。

3．汚水処理施設の整備は、汚水処理施設を所管する国土交通省、農林水産省、環境省の通知を受け石川県が策定した「生活排水処理構想」にしたがい、経済性確保を基本として人口密度などの地域特性に合わせ、集合処理又は個別処理の中から適切な処理方法を選択することとなっている。小松市下水道事業戦略においても、投資の合理化として「効率的な生活排水処理構想」に基づき公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽を適切に組み合わせ」としている。汚水処理施設の整備は、整備期間が長く、投資の金額も莫大なものであることから、建設費のみでなく維持管理に係るコストを含めたライフサイクルコストとして損益の分岐となる基準を設けるとともに、今後の人口減少を見据え、集合処理から個別処理への転

換も含め、整備方針を具体的に検証し、実施できる仕組みを構築されたい。